

○交通事故統計事務取扱要領の制定について

平成28年12月2日
岩交通第60号警察本部長

〔沿革〕 令和3年12月岩交通第82号、5年11月岩交企第542号改正

各部長
首席監察官
各所属長

みだしのことについて、別添のとおり「交通事故統計事務取扱要領」を制定し、平成29年1月1日から施行することとしたので適正な運用に努められたい。

なお、岩手県交通事故統計事務取扱要綱の制定について（平成11年12月27日付け岩交企第316号）は廃止する。

別添

交通事故統計事務取扱要領

第1 目的

この要領は、岩手県警察交通情報統合システム（以下「交通統合システム」という。）を利用して行う交通事故統計事務の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 職員の義務

1 個人情報の保護等

職員は、「岩手県警察情報管理システム運用管理要綱の制定について」（平成23年5月24日付け岩情第178号）及び「岩手県警察交通情報統合システム運用要綱の制定について」（平成28年11月11日付け岩交通第56号、岩警務第59号）を遵守し、個人情報の保護を徹底するとともに、その取扱いには十分留意すること。

2 目的外利用の禁止

本業務を通じて知り得たことをみだりに他人に知らせ、若しくは交通事故統計事務以外に使用し、又は、出力してはならない。

第3 交通事故統計の対象

交通事故統計の対象は、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両及び列車（以下「車両等」という。）の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故（以下「交通事故」という。）とする。

第4 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 交通事故関与者

交通事故に関与した第1当事者、第2当事者及び第3当事者以下の当事者をいう。

2 第1当事者

最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

3 第2当事者

最初に交通事故に関与した車両等の運転者、歩行者又は物件のうち、第1当事者以外のものをいう。

4 第3当事者以下の当事者

交通事故に関与した第1当事者又は第2当事者以外の者のうち、死亡若しくは負傷した者又は直接死亡事故に関与した者をいう。

5 死亡

交通事故によって、交通事故の関与者が当該事故の発生から24時間以内に亡くなった場合をいう。

6 重傷

交通事故によって、交通事故の関与者が負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する場合をいう。

7 軽傷

交通事故によって、交通事故の関与者が負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する場合をいう。

8 30日死亡

交通事故によって、交通事故の関与者が当該事故の発生から24時間経過後30日以内（交通事故発生日を初日とする。）に亡くなった場合をいう。

第5 交通事故統計原票

1 意義

交通事故統計原票（以下「原票」という。）とは、効果的な交通事故防止対策等の基となる交通事故統計を作成するための基礎資料である。

2 原票の種類及び入力事項

原票の種類及びその入力事項は、交通事故統計事務取扱要綱の改正について（令和5年8月8日付け警察庁丙交企発第63号、丙交指発第30号）において定められた様式1から様式5のほか、当県において交通事故統計事務を行うために必要と認める調査項目であり、次のとおりとする。

(1) 本票

交通事故の内容並びに第1当事者及び第2当事者に関する事項で別紙1に掲げる調査項目

(2) 交通事故事件検挙票

本票に入力した第1当事者及び第2当事者の刑事処分に関する事項で別紙2に掲げる調査項目。

(3) 補充票

本票に入力されない第3当事者以下の当事者のうち死傷した者等に関する事項で別紙3に掲げる調査項目。

(4) 高速道路追加調査項目票

高速自動車国道及び道路交通法施行令第42条第1項により指定されている自動車専用道路（以下「指定自動車専用道路」という。）における交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項で別紙4に掲げる調査項目。

(5) 30日死者集計票

本票及び補充票記載の交通事故関与者のうち、30日死亡の者に関する事項で別紙5に掲げる調査項目

(6) 県単独追加調査項目票

(1)から(5)までの原票に記載されない交通事故の内容及び交通事故関与者に関する事項で別紙6に掲げる調査項目

3 原票の入力、登録

原票は、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に整備された岩手県警察情報管理システムの端末装置から交通情報統合システムにデータを入力、登録することとし、次のとおり行うこととする。

(1) 本票

交通事故の発生を認知したとき、交通事故1件につき1票を入力、登録する。

(2) 交通事故事件検挙票

本票を作成した交通事故について捜査を完結したとき、当該事故1件につき1票を入力、登録する。

(3) 補充票

1件の交通事故において、本票に記載されない第3当事者以下の当事者がいるとき、当該当事者1人につき1票を入力、登録する。

(4) 高速道路追加調査項目票

高速自動車国道又は指定自動車専用道路における交通事故の発生を認知したとき、交通事故1件につき1票を入力、登録する。

(5) 30日死者集計表

本票及び補充票に入力、登録された交通事故関係者のうち、30日死亡の当事者1人につき1票を入力、登録する。

(6) 県単独調査項目票

交通事故及び交通事故関係者ごとに1票を入力、登録する。

第6 原票の入力、登録者

原票の入力、登録は、当該交通事故の捜査にあたった警察官が行うものとする。ただし、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、当該警察官が入力、登録することができないやむを得ない事情があると認めたときは、その他の職員に行わせることができる。

第7 原票の審査等

1 原票審査責任者

署長等は、原票を適正に入力、登録するため、交通課長等（警部以上の階級にある警察官をいう。）を原票審査責任者に指定するものとする。

2 原票の審査

原票の審査は、警察署等の原票審査責任者、交通企画課交通事故分析係及び交通指導課事件指導係が行うものとする。

第8 原票の入力、登録期限

警察署等における原票の入力、登録期限は、次に定めるところによる。

1 本票、補充票、高速道路追加調査項目票及び県単独調査項目票については、当該交通事故が死亡事故であるときは、その発生を認知した日から起算して3日以内とする。また、死亡事故以外の交通事故であるときは5日以内とする。

2 交通事故事件検挙票については別に指示する。

3 30日死者集計票については、30日死亡の当事者を確認後、5日以内とする。

別紙1 本票

別紙1 本票

項番	項目名	項番	項目名
1	資料区分	45	性別 (1当)
2	警察署・隊	46	性別 (2当)
3	本票番号	47	年齢 (1当)
4	原票作成 年 (本票)	48	年齢 (2当)
5	原票作成 月 (本票)	49	国籍・地域別コード (1当)
6	原票作成 日 (本票)	50	国籍・地域別コード (2当)
7	事故内容	51	居住地コード (1当)
8	死者数	52	居住地コード (2当)
9	重傷者数	53	職業コード (1当)
10	軽傷者数	54	職業コード (2当)
11	乗車人員 (1当)	55	免許証番号 (1当)
12	乗車人員 (2当)	56	免許証番号 (2当)
13	路線コード	57	運転資格 (1当)
14	地点コード	58	運転資格 (2当)
15	交差点コード	59	事故車種の運転免許経過年数 (1当)
16	市区町村コード	60	事故車種の運転免許経過年数 (2当)
17	発生日時 年	61	当事者種別 (1当)
18	発生日時 月	62	当事者種別 (2当)
19	発生日時 日	63	車両番号 (1当)
20	発生日時 時分	64	車両番号 (2当)
21	昼夜	65	用途別 (1当)
22	昼夜 日の出時刻 時分	66	用途別 (2当)
23	昼夜 日の入り時刻 時分	67	車両形状等 (1当)
24	天候	68	車両形状等 (2当)
25	地形	69	オートマチック車 (1当)
26	路面状態	70	オートマチック車 (2当)
27	道路形状	71	サポカー (1当)
28	信号機	72	サポカー (2当)
29	一時停止規制 標識 (1当)	73	通行目的 (1当)
30	一時停止規制 表示 (1当)	74	通行目的 (2当)
31	一時停止規制 標識 (2当)	75	選任事業所等 (1当)
32	一時停止規制 表示 (2当)	76	選任事業所等 (2当)
33	車道幅員	77	ライト点灯状況 (1当)
34	道路線形	78	ライト点灯状況 (2当)
35	衝突地点	79	タイヤ等の状況 (1当)
36	ゾーン規制	80	タイヤ等の状況 (2当)
37	中央分離帯施設等	81	反射材等使用状況 (1当)
38	歩車道区分	82	反射材等使用状況 (2当)
39	事故類型	83	速度規制 (指定のみ) (1当)
40	特殊事故1	84	速度規制 (指定のみ) (2当)
41	特殊事故2	85	初心運転者標識 (1当)
42	特殊事故3	86	初心運転者標識 (2当)
43	特殊事故 当事者内容 (1当)	87	高齢運転者標識 (1当)
44	特殊事故 当事者内容 (2当)	88	高齢運転者標識 (2当)

項番	項目名	項番	項目名
89	危険認知速度 (1当)	135	79 予備項目1 (1当)
90	危険認知速度 (2当)	136	79 予備項目1 (2当)
91	飲酒状況 (1当)	137	80 予備項目2 (1当)
92	飲酒状況 (2当)	138	80 予備項目2 (2当)
93	携帯電話等の使用状況 (1当)	139	81 予備項目3 (1当)
94	携帯電話等の使用状況 (2当)	140	81 予備項目3 (2当)
95	カーナビ等の使用状況 (1当)		
96	カーナビ等の使用状況 (2当)		
97	自動運行装置の使用状況 (1当)		
98	自動運行装置の使用状況 (2当)		
99	法令違反コード (1当)		
100	法令違反コード (2当)		
101	事故要因区分コード 人的要因 (1当)		
102	事故要因区分コード 人的要因 (2当)		
103	事故要因区分コード 車両的要因(1当)		
104	事故要因区分コード 車両的要因(2当)		
105	事故要因区分コード 環境的要因(1当)		
106	事故要因区分コード 環境的要因(2当)		
107	行動類型 (1当)		
108	行動類型 (2当)		
109	当事者の進行方向 (1当)		
110	当事者の進行方向 (2当)		
111	車両の衝突部位 (1当)		
112	車両の衝突部位 (2当)		
113	車両の損壊程度 (1当)		
114	車両の損壊程度 (2当)		
115	自体防護 (1当)		
116	自体防護 (2当)		
117	プロテクターの装着 (1当)		
118	プロテクターの装着 (2当)		
119	エアバッグの装備 (1当)		
120	エアバッグの装備 (2当)		
121	サイドエアバッグの装備 (1当)		
122	サイドエアバッグの装備 (2当)		
123	人身損傷程度 (1当)		
124	人身損傷程度 (2当)		
125	人身損傷主部位 (1当)		
126	人身損傷主部位 (2当)		
127	損傷主部位の状態 (1当)		
128	損傷主部位の状態 (2当)		
129	人身加害部位 (1当)		
130	人身加害部位 (2当)		
131	自宅からの距離 (1当)		
132	自宅からの距離 (2当)		
133	地点 緯度 (北緯)		
134	地点 経度 (東経)		

別紙2 交通事故事件検挙票

項番	項目名
1	警察署・隊
2	本票番号
3	罪種別
4	逮捕別
5	処置別
6	適用書式別
7	成人・少年別
8	告訴・告発の有無の別

別紙3 補充票

別紙3 補充票

(1) 車両の運転者・歩行者

項番	項目名
1	資料区分
2	警察署・隊
3	本票番号
4	補充票番号
5	性別
6	年齢
7	国籍・地域別コード
8	居住地コード
9	職業コード
10	当事者種別
11	用途別
12	車両形状等
13	乗車別
14	乗車等の区分
15	サポカー
16	通行目的
17	自動運行装置の使用状況
18	自体防護
19	エアバッグの装備
20	サイドエアバッグの装備
21	人身損傷程度
22	人身損傷主部位
23	損傷主部位の状況
24	人身加害部位
25	免許証番号
26	運転資格
27	事故車種の運転免許経過年数
28	車両番号
29	ライト点灯状況
30	危険認知速度
31	行動類型
32	反射材等使用状況
33	当事者の進行方向
34	車両の衝突部位
35	車両の損壊程度
36	自宅からの距離
37	予備項目1
38	予備項目2
39	予備項目3
40	学校コード
41	飲酒状況
42	盛岡市の管轄署
43	一関市の管轄署
44	予備項目県1
45	予備項目県2

(2) 同乗者・歩行者以外の道路上の人・道路外の人

項番	項目名
1	資料区分
2	警察署・隊
3	本票番号
4	補充票番号
5	性別
6	年齢
7	国籍・地域別コード
8	居住地コード
9	職業コード
10	当事者種別
11	用途別
12	車両形状等
13	乗車別
14	乗車等の区分
15	サポカー
16	通行目的
17	自動運行装置の使用状況
18	自体防護
19	エアバッグの装備
20	サイドエアバッグの装備
21	人身損傷程度
22	人身損傷主部位
23	損傷主部位の状況
24	人身加害部位
25	予備項目1
26	予備項目2
27	予備項目3
28	学校コード
29	盛岡市の管轄署
30	一関市の管轄署
31	予備項目県1
32	予備項目県2

別紙4 高速道路追加項目票

項番	項目名
1	資料区分
2	警察署・隊
3	本票番号
4	発生地点
5	道路管理者区分
6	道路区分
7	曲線半径
8	縦断勾配
9	トンネル番号
10	特殊事故
11	当時車両台数
12	行動類型 1当
13	行動類型 2当
14	事故類型
15	車両単独事故の対象物
16	臨時速度規制の有無
17	速度規制（臨時のみ）
18	停止表示器材表示の有無
19	交通障害
20	高速道路走行距離 1当
21	高速道路走行距離 2当
22	速度抑制装置装着状況 1当
23	速度抑制装置装着状況 2当
24	予備項目 1当
25	予備項目 2当

別紙5 30日死者集計票

別紙5 30日死者集計票

項番	項目名
1	資料区分
2	警察署・隊
3	本票番号
4	補充票番号
5	死者内容
6	性別
7	年齢
8	発生年月日 年
9	発生年月日 月
10	発生年月日 日
11	発生年月日 時
12	発生年月日 分
13	死亡年月日 年
14	死亡年月日 月
15	死亡年月日 日
16	死亡年月日 時
17	死亡年月日 分
18	本票計上月

別紙6 県単独調査項目票

別紙6 県単独調査項目票

項番	項目名
1	警察署
2	本票番号
3	所管区コード
4	学校コード (1当)
5	学校コード (2当)
6	選任事業所 (1当)
7	選任事業所 (2当)
8	安全運転管理者選任事業所の管轄署(1当)
9	安全運転管理者選任事業所の管轄署(2当)
10	一方通行
11	指定方向
12	自転車歩道通行可
13	駐停車禁止
14	はみ禁
15	飲酒場所 (1当)
16	飲酒場所 (2当)
17	飲酒相手 (1当)
18	飲酒相手 (2当)
19	飲酒動機 (1当)
20	飲酒動機 (2当)
21	運転した理由 (1当)
22	運転した理由 (2当)
23	滑走事故 (1当)
24	滑走事故 (2当)
25	内在的要因 (1当)
26	内在的要因 (2当)
27	路面状況
28	交差点の認識 (1当)
29	交差点の認識 (2当)
30	一時停止標識の認識 (1当)
31	一時停止標識の認識 (2当)
32	貨物車の積載状況 (1当)
33	貨物車の積載状況 (2当)
34	盛岡市の管轄署 (1当)
35	盛岡市の管轄署 (2当)
36	一関市の管轄署 (1当)
37	一関市の管轄署 (2当)
38	バイパス等
39	予備項目県1 (1当)
40	予備項目県1 (2当)
41	予備項目県2 (1当)
42	予備項目県2 (2当)